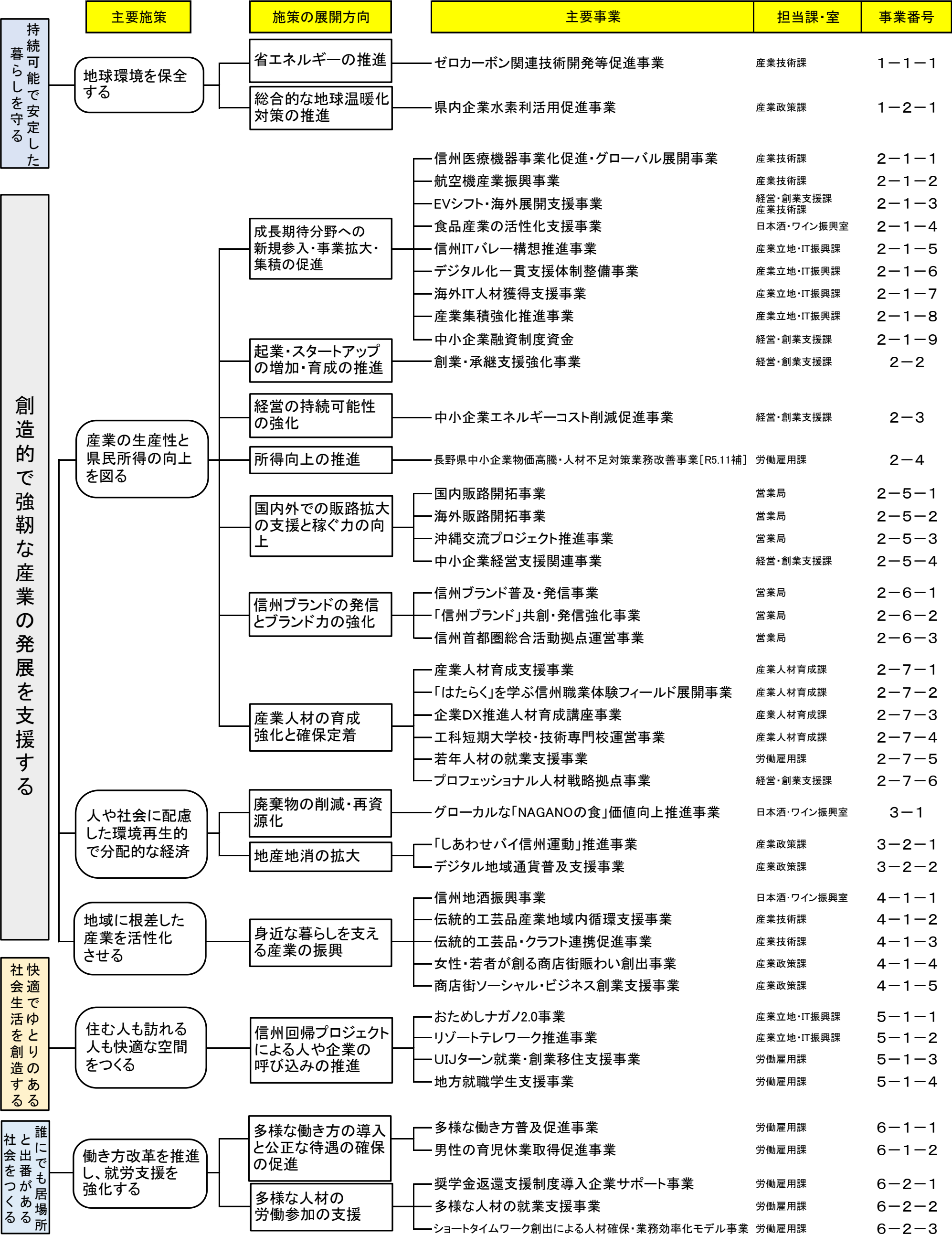
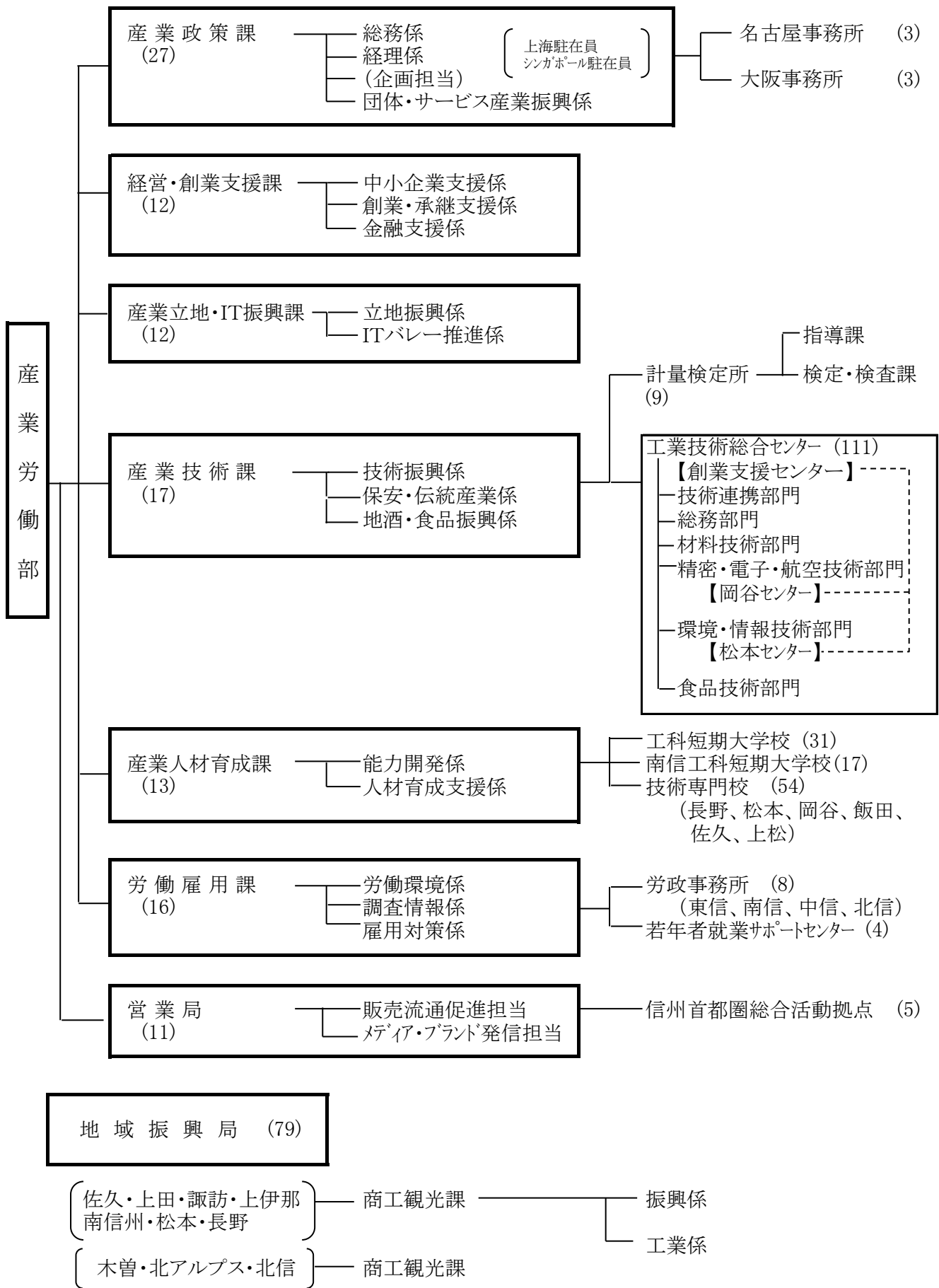


令和6年度 産業労働部施策体系



令和6年度 産業労働部 組織について

令和6年4月1日



長野県産業労働部・現地機関等

令和6年4月1日現在

長野県庁 代表電話 026-232-0111
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

課	係	直通電話番号	内 線	FAX番号 E-mail
産業政策課	総務係	026-235-7191	2913～2915、2932	235-7496 sansei@pref.nagano.lg.jp
	経理係	026-235-7192	2916 ～ 2918	
	団体・サービス産業振興係	026-235-7218	2905 ～ 2908	
	(企画担当)	026-235-7205	2925～2929、2919	
経営・創業支援課	中小企業支援係	026-235-7195	2957～2959	235-7496 keieishien@pref.nagano.lg.jp
	創業・承継支援係	026-235-7194	2964 ～ 2966	
	金融支援係	026-235-7200	2960～2962	
産業立地・IT振興課	立地振興係	026-235-7193	2921～2923、2935 2936、2963、2970	235-7496 ritti-it@pref.nagano.lg.jp
	ITバレー推進係	026-235-7198		
産業技術課	技術振興係	026-235-7196	2931、2937～2939、 2940～2942、2952、 2972～2975	235-7496 sangi@pref.nagano.lg.jp
	保安・伝統産業係	026-235-7133		
	地酒・食品振興係	026-235-7126		
産業人材育成課	能力開発係	026-235-7199	2992、2993、2985、 2998	235-7328 jinzai@pref.nagano.lg.jp
	人材育成支援係	026-235-7202	2994、2995、2986、 2999	
労働雇用課	労働環境係	026-235-7118	2473、2474、2480	235-7327 rodokoyo@pref.nagano.lg.jp
	調査情報係	026-235-7119	2475 、 2476	
	雇用対策係	026-235-7201	2477～2479	
営業局	(販売流通促進担当)	026-235-7248	3961 ～ 3967	235-7496 eigyo@pref.nagano.lg.jp
	(メディア・ブランド発信担当)	026-235-7249		

現地機関名	直通電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
【県外事務所】			
東京事務所	03-5212-9055	5212-9196	tokyojimu@pref.nagano.lg.jp
名古屋事務所	052-251-1441	262-4669	nagoyajimu@pref.nagano.lg.jp
大阪事務所	06-6341-7006	6456-2889	osakajimu@pref.nagano.lg.jp
信州首都圏総合活動拠点 (銀座NAGNANO)	03-6274-6015	6274-6557	ginza-nagano@pref.nagano.lg.jp
【関係機関】			
(公財)長野県産業振興機構	026-226-8101	226-8838	nice@nice-o.or.jp
長野県信用保証協会	026-234-7288	232-3052	hosyo@nagano-cgc.or.jp
長野県職業能力開発協会	026-234-9050	234-9280	noukainagano@navada.or.jp

現地機関名		直通電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
【地域振興局】				
佐久	商工観光課	0267-63-3157	63-3115	sakuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp
上田	商工観光課	0268-25-7140	24-0331	uedachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
諏訪	商工観光課	0266-57-2922	57-2967	suwachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
上伊那	商工観光課	0265-76-6832	76-6890	kamichi-shokan@pref.nagano.lg.jp
南信州	商工観光課	0265-53-0431	53-0476	minamichi-shokan@pref.nagano.lg.jp
木曽	商工観光課	0264-25-2228	25-2250	kisochi-shokan@pref.nagano.lg.jp
松本	商工観光課	0263-40-1932	47-8904	matsuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp
北アルプス	商工観光課	0261-23-6523	23-2934	kitachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
長野	商工観光課	026-234-9527	234-9595	nagachi-shokan@pref.nagano.lg.jp
北信	商工観光課	0269-23-0219	23-0256	hokuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp
【計量検定所・工業技術総合センター】				
計量検定所		0263-47-4006	47-9895	keiry@pref.nagano.lg.jp
工業技術総合センター	技術連携部門	026-268-0602	291-6243	gijuren@pref.nagano.lg.jp
	材料技術部門	026-226-2812	291-6243	kogyoshiken@pref.nagano.lg.jp
	精密・電子・航空技術部門	0266-23-4000	23-9081	seimitsushiken@pref.nagano.lg.jp
	環境・情報技術部門	0263-25-0790	26-5350	kankyojoho@pref.nagano.lg.jp
	食品技術部門	026-227-3131	227-3130	shokuhinshiken@pref.nagano.lg.jp
	創業支援センター	026-268-1456	291-6243	naganosogyoshien@pref.nagano.lg.jp
	岡谷センター	0266-24-3111	23-9081	okayasogyoshien@pref.nagano.lg.jp
松本センター		0263-26-3378	26-5350	matsumotosogyoshien@pref.nagano.lg.jp
【工科短期大学校・技術専門校】				
工科短期大学校		0268-39-1111	37-1102	kokatankidai@pref.nagano.lg.jp
南信工科短期大学校		0265-71-5051	72-2064	nanshinkotan@pref.nagano.lg.jp
長野技術専門校		026-292-2341	292-2342	nagagisen@pref.nagano.lg.jp
松本技術専門校		0263-58-3158	85-1412	matsugisen@pref.nagano.lg.jp
岡谷技術専門校		0266-22-2165	21-1000	okagisen@pref.nagano.lg.jp
飯田技術専門校		0265-22-1067	22-4015	iidagisen@pref.nagano.lg.jp
佐久技術専門校		0267-62-0549	62-6476	sakugisen@pref.nagano.lg.jp
上松技術専門校		0264-52-3330	52-2079	agemagisen@pref.nagano.lg.jp
【労政事務所】				
東信労政事務所		0268-25-7144	23-1642	toshinrosei@pref.nagano.lg.jp
南信労政事務所		0265-76-6833	76-6834	nanshinrosei@pref.nagano.lg.jp
中信労政事務所		0263-40-1936	47-7828	chushinrosei@pref.nagano.lg.jp
北信労政事務所		026-234-9532	234-9569	hokushinrosei@pref.nagano.lg.jp
【若年者就業サポートセンター】				
ジョブカフェ信州		0263-39-2250	39-2260	jobcafe-shinshu@pref.nagano.lg.jp
ジョブカフェ信州長野分室		026-228-0320	228-0360	jobcafe-shinshu@pref.nagano.lg.jp

2-1-9 中小企業融資制度資金

経営・創業支援課

【概要】

- 金融機関及び信用保証協会等との協調による低利融資を通じて、厳しい経営環境におかれている中小企業者等への資金繰り支援や、抜本的な経営改善・事業再生への支援を継続・強化するとともに、基盤強化・事業展開・新分野進出などに挑戦する意欲ある中小企業者等に必要な資金を供給【融資可能額：800億円】

主な改正内容

- 経営の下支え
 - ・「経営健全化支援資金（物価高対策）」の継続
 - ・「経営改善サポート資金（特別型）」を創設し、信用保証料を全額補助（経営者保証を外す場合を含む）するとともに、信用保証付き融資全般からの借換を可能とすることで、抜本的な経営改善・事業再生への支援を強化
- 基盤強化・事業展開支援（信州創生推進資金）
 - ・「事業展開・物流革新向け」資金の貸付利率を引き続き1.1%へ引き下げ
 - ・「ゼロカーボン・次世代産業向け」資金を拡充し、エネルギーコスト削減促進ツール（R5構築）を利用し、光熱費やCO2削減効果が高い設備投資を行う中小企業者等に対して、信用保証料を全額補助（経営者保証を外す場合を除く）
- 人材確保・賃上げ促進
 - ・「中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）」の対象者を拡大し、「業務改善助成金」受給者についても貸付利率を0.2%引き下げ
- 経営者保証改革の促進
 - ・「中小企業振興資金（経営者保証不要枠）」を創設し、経営者保証の提供を事業者が選択できる環境を整備

R6年度当初予算：153,382,536千円

2-2 創業・承継支援強化事業



経営・創業支援課

【概要】

- 新たな価値を創造するスタートアップ企業等の創業を促進するため、企業、大学関係者等の交流の中から新たなビジネスアイデアを実現できる環境（スタートアップ・エコシステム）を整備
- 後継者不足を背景に事業継続を断念する事業者の増加が懸念されるため、県事業承継・引継ぎ支援センター、市町村、商工会等との連携により、県内事業者の円滑な事業承継を促進

スタートアップ支援事業

- 信州スタートアップステーションを松本市と長野市で運営し、起業相談をはじめ、創業応援ポータルサイトを活用した女性起業家向け支援の充実など幅広いスタートアップ支援を実施
 - ・スタートアップ企業が県内企業等へ事業内容を発表・交流することで協業を促進
 - ・「信州スタートアップ・承継支援ファンド」の投資対象企業に側面支援を実施



松本（ICT拠点サザンガク内）

地域課題解決型創業支援事業

- 地域課題をビジネスの手法で解決するソーシャル・イノベーションによる創業を行う者に対し、創業に要する経費を補助するとともに、伴走支援員2名を配置し、創業者へのきめ細かいサポートを実施

事業承継サポート強化事業

- 県地域振興局、市町村、商工会による合同チームを形成し、これまでに事業承継支援が行き届かなかった郡部の事業者に対し、承継状況調査や個別支援を実施

R6年度当初予算：111,745千円

2-3 中小企業エネルギーコスト削減促進事業

経営・創業支援課

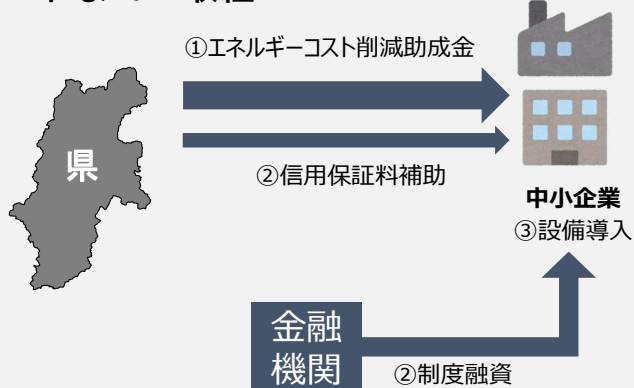
【概要】

- 設備投資によるコスト削減効果等を可視化する「エネルギーコスト削減促進ツール」の普及により、県内中小企業の自主的な省エネ設備等の導入を支援

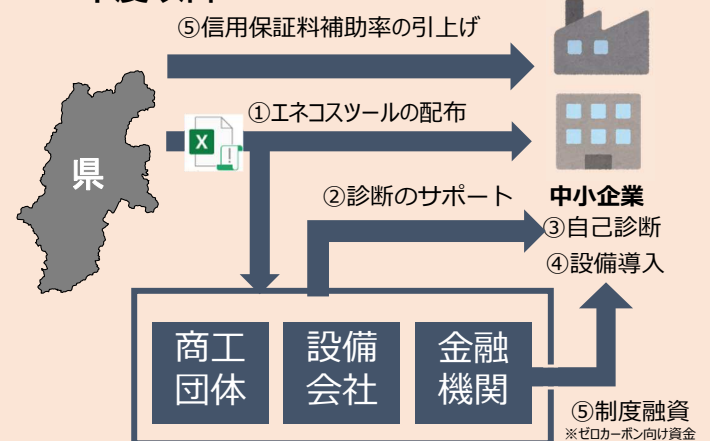
エネコスツール普及セミナーの実施

- 県内企業、金融機関及び産業支援機関等を対象としたツール利用方法に係る説明会を開催し、ツールの普及による中小企業の省エネ設備等導入を支援
- ツールの利便性向上のための改修及び助成金データの更新を実施

これまでの取組



R 6 年度以降



R 6 年度当初予算 : 3,000千円

2-5-4 中小企業経営支援関連事業

経営・創業支援課

【概要】

- 県内中小企業の経営革新や販路拡大等のため、産業支援機関等と連携して、専門家の派遣や国内外の展示会出展、商談会の開催等を支援

経営支援事業（公益財団法人長野県産業振興機構への補助）

- 県内中小企業の生産性向上や経営革新等を促すため、民間の専門家を派遣
- 産業支援機関等のワンストップサービス機能の向上のため、ネットワークを強化

マーケティング支援事業（公益財団法人長野県産業振興機構への補助）

- 県内外及び海外への販路拡大を支援するため、展示会出展支援、商談会の開催等を実施
- 県内、県外（東京、名古屋、大阪）に受発注取引の専門家を配置等

県内産業国際展開等推進事業

- 県内製造業の国際展開を推進するとともに、成長期待分野への投資促進等を図るため、市町村、商工団体等が一体となって開催する、全県規模の展示商談会に対して助成

R 6 年度当初予算 : 98,474千円

今すぐ着手したい

重要な経営課題

ありませんか？

外注やコンサルではない

副業人材で解決を！

副業人材の
メリット 1①

費用対効果が
高い

時給 3～5 千円で
優秀なプロ人材を
期間限定で配置できます。
紹介手数料も
比較的安価！

副業人材の
メリット 1②

採用リスクが無く
人材獲得が容易

「業務委託契約」のため
採用手続き等は不要。
期間延長や
早期終了も可能！

副業人材の
メリット 1③

必要なときに
すぐ始められる

雇用とは異なり、
必要な時に迅速に
配置出来ます。
意欲の高いプロ人材が多く
今なら「買い手市場」！

長野県プロフェッショナル人材戦略拠点

長野市県町 584 (一般社団法人長野県経営者協会内)



人材は プロ人材
026-238-2623

営業時間 平日 9:00-17:30



2015 年に長野県が設置した外部人材活用に関する公的な相談支援機関です。
貴社の経営課題をヒアリングして、人材ニーズに相応しい人材紹介会社へ橋渡しいたします。



副業人材活用のススメ

1

重要なミッションやプロジェクトのキーマンとして
貴社のためにアドバイスできる「経験豊富な人材」を配置しませんか？

こんな経営課題に ▶

IT 推進・DX

新規事業

採用・人事

2

ビジョンに共感し、目標を共有する伴走者として
若手経営者・二代目経営者の皆様、「頼れる右腕人材」を配置しませんか？

こんな経営課題に ▶

経営企画

事業承継

業務改善・業務改革

3

社内で不足している専門職として
月額3～5万円で1ヶ月単位の契約が可能。まずはお試しで。

こんな経営課題に ▶

広告宣伝・SNS 活用

WEB マーケ・EC

エリア営業

【県内の活用事例】

(有)ニシキ精機

NC 旋盤による精密部品加工
岡谷市

人材

都内大手メーカー勤務の副業人材
エンジニア

効果

生産効率のアップ

2 万件に及ぶ NC 旋盤プログラムの整理
クオリティの高いプログラム検索ソフトの開発



動画で見る ▶



(株)信州市田酪農

乳製品の製造・販売
下伊那郡高森町

人材

北海道在住の兼業人材
マーケティング

効果

EC サイトの売上げアップ

ヨーグルト販売サイトのリニューアル
シンプルで見やすいデザイン、サイトの利便性向上



動画で見る ▶



日野製薬(株)

医薬品の製造・販売
木曽郡木祖村

人材

都内大手小売店勤務の副業人材
マーケティング

効果

オンラインショップの売上げアップ

オンラインショップの分析と戦略立案
戦略の実行とショップ運用の支援



動画で見る ▶



補助金
制度あり

拠点経由で県外からプロ人材を副業・兼業を活用した場合、
下記のとおり移動費を補助します。

対象経費 ▶ 移動のための交通費（往復交通費 1 万円以上）および宿泊費
補助率 ▶ 対象経費の 2 分の 1 以内

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について

令和 5 年 1 1 月 2 9 日
内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
公正取引委員会

令和 5 年の春季労使交渉の賃上げ率は約 3 0 年ぶりの高い伸びとなったものの、令和 4 年 4 月以降、現時点に至るまで、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていません。この急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の 7 割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。

その取引環境の整備の一環として、今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を別添 1 のとおり策定しました（概要版は別添 2 参照）ので公表します。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
優越的地位濫用未然防止対策調査室

電話 03-3581-3378（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html

1. 指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、それぞれに「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などを記載。
 - ・ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
 - ・ 他方で、発注者としての行動を全て適切に行っている場合、取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

2. 発注者として採るべき行動／求められる行動

【行動①: 本社(経営トップ)の関与】

- ①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

【行動②: 発注者側からの定期的な協議の実施】

- 受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。
- 協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用¹又は下請代金法上の買いたたき²として問題となるおそれがある。

【行動③: 説明・資料を求める場合は公表資料とすること】

- 労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

【行動④: サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】

- 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

【行動⑤: 要請があれば協議のテーブルにつくこと】

- 受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

【行動⑥: 必要に応じ考え方を提案すること】

- 受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

¹ 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、発注者の取引上の地位が受注者に優越していることとともに、公正な競争を阻害するおそれが生じることが前提となる。

² 買いたたきとして下請代金法上問題となるのは、下請代金法にいう親事業者と下請事業者との取引に該当する場合であって、下請代金法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託又は④役務提供委託に該当することが前提となる。

3. 受注者として採るべき行動／求められる行動

【行動①：相談窓口の活用】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

【行動②：根拠とする資料】

- 発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

【行動③：値上げ要請のタイミング】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

【行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】

- 発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

4. 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

【行動①：定期的なコミュニケーション】

- 定期的にコミュニケーションをとること。

【行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】

- 価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

5. 今後の対応

- ✓ ①内閣官房において、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て本指針の周知活動を実施し、②公正取引委員会において、労務費の転嫁の協議に応じない事業者に関する情報を提供できるフォームを設置する。